別記様式第３号（第21条第２項関係）（平31公安規６・追加）

※　　年　第　　号

その１

傍　受　実　施　状　況　書　（乙）

年　　月　　日

地方裁判所

裁判官　殿

警察
司法警察員

被疑者　　に対する　　被疑事件につき、本職は、傍受令状を　　に示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出します。

記

１　傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名

２　被疑者の氏名

３　傍受の実施をした者の官公職氏名

４　傍受の実施の対象とされた通信手段

５　傍受の実施の方法及び場所

６　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第23条第１項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業

７　傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項

８　再生の実施をした者の官公職氏名

９　法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

10　法第14条第２項の規定により傍受をした通信又は法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第４項の規定により再生をした通信について法第29条第５項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

（注意）　１　※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

２　不用の文字は、横線で消すこと。

その２

傍受の実施の開始又は再開の年月日時 傍受の実施の中断又は終了の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時 記録媒体を取り外した年月日時
年 月　日　午　時　分		年 月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分

（注意）　法第23条第１項第１号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その３

記録媒体の番号	第　　号

通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の証拠となった条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		

（注意）　１　法第23条第１項第１号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

２　傍受の根拠となった条項欄において、「３①」は法第３条第１項を、「14①」は法第14条第１項を、「14②」は法第14条第２項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その４					
傍受の実施の開始又は再開の年月日時 傍受の実施の中断又は終了の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の開始年月日時 傍受の実施をしている間の通話の終了年月日時		復号をした暗号化信号、復号をする前に消去した暗号化信号又はそれら以外の暗号化信号の別	その他対応する部分を特定するに足りる事項
開始	年 月　日午　時　分	開始	年 月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		
開始	月　日午　時　分	開始	月　日午　時　分	□復号をした暗号化信号 □復号をする前に消去した暗号化信号 □それら以外の暗号化信号	
終了	月　日午　時　分	終了	月　日午　時　分		

（注意）　１　法第23条第１項第２号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

２　□印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

その５

再生の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時
再生の実施の中断又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した年月日時
年 月　日　午　時　分		年 月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分
月　日　午　時　分		月　日　午　時　分

（注意）　法第23条第４項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その６

記録媒体の番号	第　　号

通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした通信の開始及び終了の年月日時	再生の根拠となった条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		
			21③該・２１③ ２１④・２１⑤		

（注意）　１　法第23条第４項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

２　再生の根拠となった条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第３項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第３項を、「21④」は法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第４項を、「21⑤」は法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第５項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。